

## (1)富津市児童虐待防止対策について

全てのこどもは、心身ともに健康に、自分らしく育つための権利を有しており、こどもの健やかな成長に重大な影響を及ぼす児童虐待は、社会全体で取り組むべき課題です。

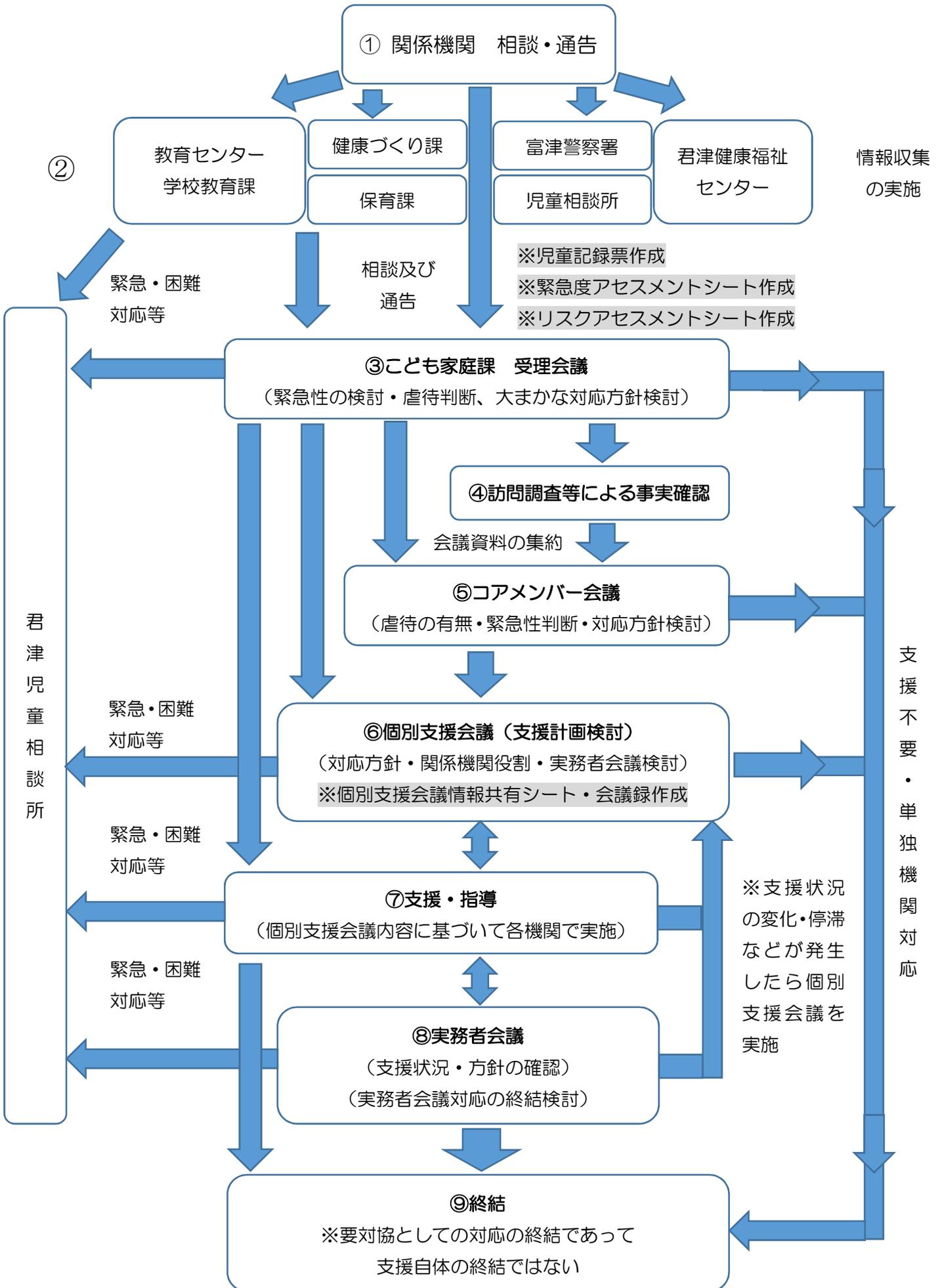
千葉県内では虐待相談対応件数が10年前と比較して約4倍になるなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に表面化してきています。このような状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を強化するため、支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校、支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となり、虐待予防の取組を強化します。

また、虐待を受けたこどものケアや要支援・要保護家庭への相談支援についても強化します。

施策項目	施策内容	主な担当課等
児童虐待に対する理解と認識の向上	児童虐待の通告や対応方法について、こども、保護者、地域等に周知し、保護者のみならず、地域やこどもたち本人が通告できるような体制を作ります。	こども家庭課
児童家庭相談事業	家庭における人間関係の健全化、児童の適正な養育等、家庭児童福祉に関する相談指導を実施します。	こども家庭課
児童虐待相談対応事業	地域において児童と接する機会のある関係機関と連携を図り、早期の児童虐待の予防・防止活動を行います。また、児童虐待と認定した家庭に対しては、要保護児童対策地域協議会等で情報共有を図り、相談支援を実施します。	こども家庭課
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	健康づくり課
こども家庭センターの設置	全ての妊産婦やこども、子育て世帯に対し、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行います。	こども家庭課 健康づくり課

※「富津市こども計画」76頁から抜粋

# 児童虐待等対応フローチャート



# 富津市児童虐待等相談対応手順書

## 【相談・通告】

①

関係各課及び関係機関に、市民及び当事者等より児童虐待の疑いがある相談があった場合は、相談者等の主訴にそった相談対応を実施する。

②

相談内容から虐待の疑いが強いと感じた場合には、相談を受けた職員単独で判断はせずに、所属組織として判断する必要があり、所属長等に相談した上で通告等の判断を行う。

通告に関しては、所属機関等の感じているリスク等の課題を明確にするため、「児童記録票」「ジェノグラム(家族関係図)」「緊急度アセスメントシート」「リスクアセスメントシート」を所属機関で作成した上で通告を行う(事前に作成することが困難な状況であれば所属機関で内容を確認して口頭による報告でも可とする)。

児童虐待として緊急性が高く、一時保護や立ち入り調査等が必要と判断した場合には、「児童相談所」及び「富津警察署」へ児童通告等を行うこととし、児童の安全確保を最優先した対応を行う。

子育て支援サービス等の活用など、比較的軽微な支援で対応がすることが可能と判断される場合や児童虐待判断に迷う場合には、「こども家庭課」に児童通告を行う。

## 【受理会議】

③

こども家庭課で児童通告を受けた場合には、通告内容により判明した情報を基に対象家庭に関して、既に関わっている関係機関が、これから関わる必要がある関係機関等から情報収集を行う。

情報収集した内容を精査するため、こども家庭課長・家庭相談係長・児童虐待対応職員による受理会議を行う。

受理会議では、児童虐待状況の緊急性の判断、児童及び養育者への事実確認の方法、警察への援助依頼などについて、初期の対応方針等を決定する。

## 【事実確認】

④

事実確認の事前準備としては、児童への心理的な配慮を検討したうえで事実確認を行うこととし、児童の日中所属機関などと協議して行う。

事実確認は、受理会議で決定した児童及び養育者への事実確認方法に基づいて行い、「八何の原則(いつ・どこで・誰が・何を・なぜ・どうやって・誰と・誰に対して)」により事実内容を明確に把握する。

確認された事実内容により、児童虐待の疑いが強い場合には、健康福祉部長を交えてコアメンバー会議を開催する。

### 【コアメンバー会議】

⑤

コアメンバー会議では、児童虐待として認定の判断を行い、「支援種別（要保護児童・要支援児童・特定妊婦等）」及び「虐待種別」、「支援方針」を決定する。

児童虐待として認定した場合には、支援対象児童等進行管理台帳に登録し、支援検討のための個別支援会議を開催する。

また、児童虐待ではないが諸事情により支援が必要な児童等については、必要に応じて個別に支援を検討する。

### 【個別支援会議（支援計画検討）】

⑥

個別支援会議では、支援対象児童等の支援内容を検討する際のポイントである「安全のサイン」「リスクのサイン」「確認課題」「キーパーソン」を確認し、「支援状況の把握」「課題点の確認」「支援内容及び方法の検討」「支援機関及び担当者の確認」を決定する。

個別支援会議を開催するための資料としては、今まで情報収集をした資料に加え、支援状況の整理及び把握を行うため、「関係機関の支援情報（任意書式）」「個別支援会議情報共有シート」などを準備する。

今後の支援を実施していくために、対応する関係機関と担当者が、支援する内容及び方法について認識の齟齬が生じ無いう、「支援機関及び役割分担（主担当機関及び情報集約機関を含む）」「支援終結目標」「短期目標」「長期目標」「次回個別支援会議予定」を確認し、役割分担やスケジュールなどを決定する。

会議終了後、こども家庭課で「個別支援会議録」を作成し参加者に送付する。

### 【支援・指導】

⑦

個別支援会議で決定した支援方針に則して支援・指導対応を行う。新たな課題が発生した場合や対応が困難となった場合にはこども家庭課に報告し、必要に応じて個別支援会議を開催予定日前でも開催する。

### 【実務者会議】

⑧

コアメンバー会議において支援対象児童等進行管理台帳への登録ケースとした場合には、情報共有及び実態把握を行うため、毎月「実務者会議情報共有シート」「定期情報提供書」により情報共有を行い、隔月で実務者会議を開催する。

会議開催方法等については「富津市要保護児童対策地域協議会（実務者会議）運営要領」を参照。

### 【終結】

⑨

個別支援会議で設定した「支援終結目標」を達成した場合には支援対象児童等要対協進行管理台帳への登録ケースとしての支援を終結する。ただし、終結した場合でも継続的な支援が必要な場合もあり、その場合には別途支援に関する会議を開催し、今後の支援方針等を決定して支援を行う。

※個別支援会議及び実務者会議等児童虐待相談対応内容の詳細は「富津市児童虐待対応等連携ミーティング開催要領」を参照。

## 「こども家庭センター」設置に係る概要

### 1. 背景・目的

市町村において、主に妊産婦及び乳幼児を対象に、実情の把握や妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う「子育て世代包括支援センター」及び、こどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進してきたところである。

しかしながら、乳幼児の子育てに困難を抱える家庭に対する相談支援など、両機関が行う業務や機能には一定の重なりがあるにもかかわらず、児童福祉法と母子保健法それぞれの根拠規定に基づく異なる機関の整備を求め、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が円滑になされにくい等、さまざまな課題が生じてきた。

このため、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年6月15日法律第66号)による改正後の児童福祉法(以下、「改正児童福祉法」という。)及び母子保健法(以下、「改正母子保健法」という。)において、市は、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとした。

### 2. 役割と業務

#### (役割)

- ・母子保健機能(従前の「子育て世代包括支援センター」が果たしてきた機能をいう。以下同じ。)及び児童福祉機能(従前の「子ども家庭総合支援拠点」が果たしてきた機能をいう。以下同じ。)の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の健康保持・増進に関する包括的な支援、②こどもとその家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供する。
- ・妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取る。
- ・個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、必要なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、「サポートプラン」として必要な支援内容を組み立てる。
- ・「サポートプラン」に沿った支援が適切に提供されるよう関係機関のコーディネートを行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた継続的なマネジメントを実施する。

- ・地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘し、財政支援等と結びつけること等により地域資源を開拓し、関係機関間の連携を高めることにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備する。

### (業務)

- (1) 地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務
  - ・状況・実情の把握
  - ・母子保健・児童福祉に係る情報の提供
  - ・相談等への対応、必要な連絡調整
  - ・健診等の母子保健事業（任意）等
- (2) 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務
  - ・相談、通告の受付等
  - ・合同ケース会議の開催
  - ・サポートプランの策定、評価、更新等
  - ・サポートプラン（又は支援計画等）に基づく支援等
- (3) 地域における体制づくり
  - ・地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握
  - ・新たな担い手の発掘、地域資源の開拓
  - ・関係機関間の連携の強化等

また、上記（１）～（３）の業務に加え、改正児童福祉法において市町村が行う業務として位置づけられている事業のうち、こども家庭センターで担うことが効果的と考えられる以下の業務について併せて行うことが望ましい。

① 要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務

② 「地域子育て相談機関」

※児童福祉法第10条の3に規定する「地域子育て相談機関」

③ 「家庭支援事業」（※）の利用勧奨・措置に係る業務

※児童福祉法第21条の18に規定する子育て短期支援事業、養育訪問支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の6事業。以下、「家庭支援事業」と言う。

④ 在宅指導措置の受託に係る業務

# 富津市こども家庭センター

令和6年度から、母子保健と児童福祉の専門的な相談・支援を一体的に行うため、こども家庭センターを設置し、これまで以上にお子さんやそのご家庭に寄り添った切れ目のない支援を行います！

## 連携強化

健康づくり課

〔母子保健に関すること〕

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう身近な相談先としてサポートします。

ニーズに応じて、適切なサービス等の情報提供や、関係機関へのつなぎや関係機関との連携も行います

こども家庭課

〔児童福祉に関すること〕

0歳～18歳までのこどもとそのご家庭などの子育てに関する様々な相談に対応しています。

保健師

社会福祉士

その他職員

母子父子自立支援員

家庭相談員

家庭教育指導員

妊娠期

出産期

乳幼児期

就学後

成人前

富津市おもてなしキャラクター  
「ふつつん」

## 富津市こども家庭センター

相談対応 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)

★児童福祉に関すること こども家庭課 (市役所2F22番窓口)

E-mail [kosodate@city.futtsu.chiba.jp](mailto:kosodate@city.futtsu.chiba.jp)

TEL 0439-80-1221

★母子保健に関すること 健康づくり課 (市役所2F21番窓口)

TEL 0439-80-1265



# 子育ての話 何でも聴きます窓口

## <出張相談>を行っています!



子どもの言葉が  
荒いかな?

成長が  
気になる

子育てが  
しんどいなあ

何か利用できる  
サービスはないかな?

誰かに話したいけど  
家から離れられない

ひとり親支援が  
ないかな?

どうしたら良いのか  
わからない



子育ての話何でも聴きます窓口にお話ししてみませんか?

★市役所でお話しもできます!  
お子さんと一緒にお話しすることもでき、

お話し中はお子さんの見守りを私たちが  
対応することもできます

★希望の場所に私たちが  
伺うこともできます!

お家や保育園・学校・公民館などご相談者の  
希望に沿った場所で私たちがお話を伺うことも  
可能です。

★ご希望日・ご希望の場所に沿えない場合もあるため、出張相談の場合は  
事前予約がおすすめです!

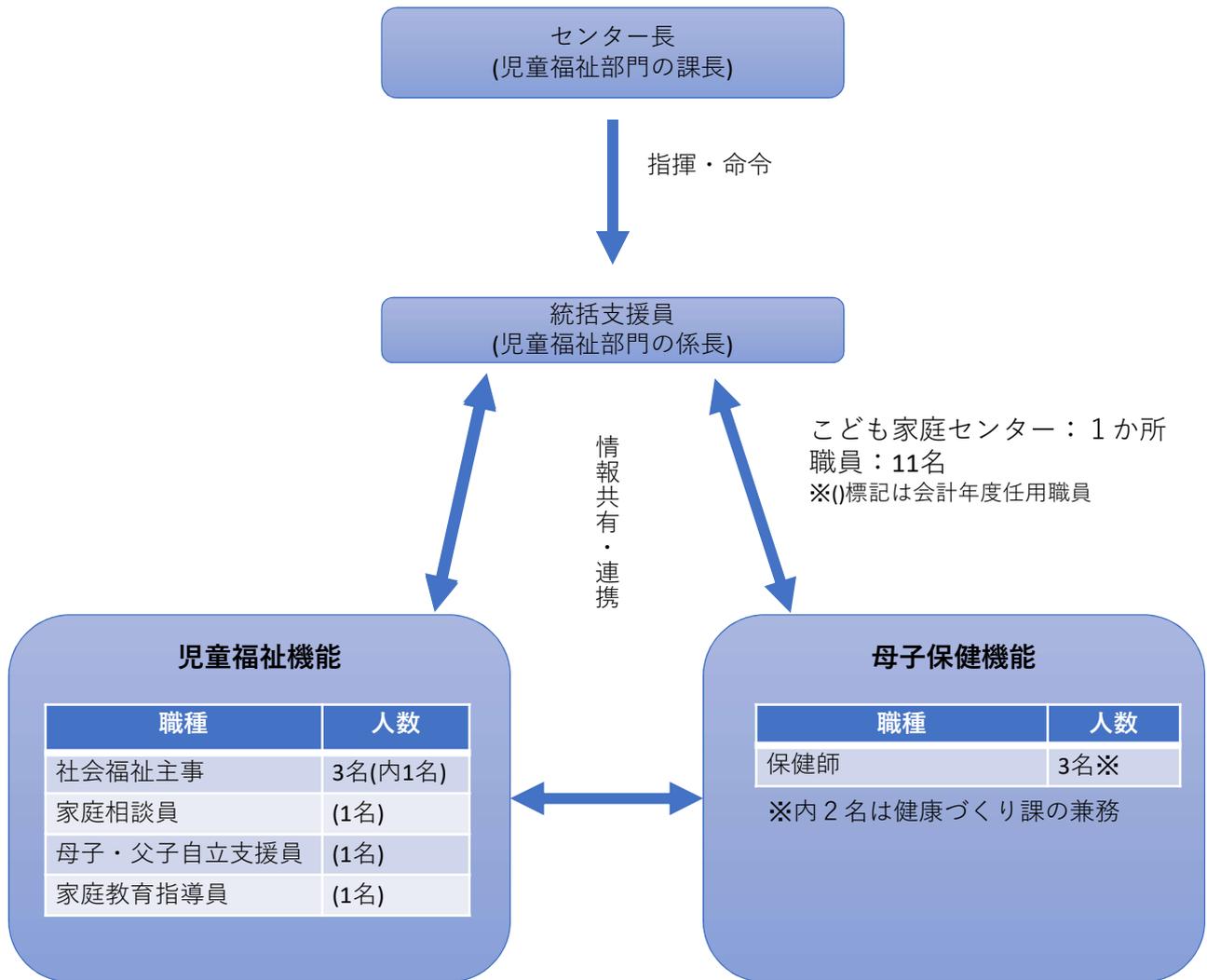
★お話の内容から、一人ひとりの状況に合うようなサービス・制度の情報を  
提供します。

★相談者の方からニーズがありましたら、地域のサポート機関と一緒に  
サポートを行います。

- 受付: 平日午前8時30分～午後5時15分
  - ☎: 0439-80-1221 電話相談・出張相談・来庁相談
  - メールアドレス: kosodate@city.futtsu.chiba.jp
- メールは24時間受付可能です。

富津市役所健康福祉部こども家庭課

# 令和7年度こども家庭センターの形態



## 令和6年度こども家庭センター活動状況

### 【こども家庭センターの役割】

富津市では市内に所在する全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に支援を行うため、母子保健機能と児童福祉機能の双方を有した富津市こども家庭センターを設置しています。

富津市こども家庭センターは、「市内に所在する全ての妊産婦及びこども（18歳を超える若者を含む。）並びにそれらの家族（里親及び養子縁組を含む。）等」を対象に、庁内外の関係機関と連携して、専門的な相談対応、地域資源を生かした情報提供及び訪問等による継続的な支援を実施しています。

### 1 「子育ての話何でも聴きます窓口」の活動状況

#### 【子育ての話何でも聴きます窓口の活動内容】

0歳～18歳までの子どもとその家庭及び妊産婦等に関して、来庁・電話・メール等による相談対応を行います。

また、自宅等の相談しやすい場所にお伺いし、地域における保育サービス等の情報提供や子育てに関する悩みについて相談対応を行う、出張相談を実施しています。

	R2	R3	R4	R5	R6
来庁相談	6	11	19	3	13
電話相談	21	17	8	13	2
メール相談	1	1	2	1	16
出張相談		10	16	25	14
合計	28	39	45	42	45

### 2 日中対応機関巡回訪問の活動状況

#### 【日中対応機関巡回訪問の活動内容】

市内の小・中学校、保育所・園、幼稚園等にお伺いし、ニーズの掘り起こし及び、情報提供や共有等を行い、ニーズに応じた支援を実施します。

	R2	R3	R4	R5	R6
保育所（園）	11	11	11	11	11
幼稚園	2	2	2	1	1
認定こども園	1	1	1	2	2
小学校	11	8	8	8	8
中学校	5	3	3	3	3
こども食堂	-	-	3	3	3
放課後児童クラブ	-	-	9	10	10
医療機関	-	-	16	16	15

### 3 子育て支援連携ミーティングの活動状況

#### 【子育て支援連携ミーティングの活動内容】

把握した事案に対して円滑な支援等を実施するため、市の内部だけでなく、外部の機関とも連携した支援体制を構築し、関係機関同士で定期的に情報共有及び、支援方針の検討や役割分担等を行います。

	R3	R4	R5	R6
開催回数	8	12	12	12
検討児童数 (実人数)	137	140	143	112
検討児童数 (延べ件数)	702	740	537	322

対象児童年齢	3歳未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生	その他 (妊婦等)
R3	17	35	55	18	10	2
R4	12	38	59	21	9	1
R5	19	28	57	33	11	0
R6	15	16	46	24	11	0

### 4 サポートプランの作成件数

#### 【サポートプランの内容】

支援対象者の課題と解決のため当事者ニーズに沿った支援方針を作成する過程で、支援対象者自身が、自らの課題と得られる支援内容を理解し円滑に支援を受け、状況の変化に応じた支援内容の見直しをすること、また、支援対象者に関わる関係者が支援内容等を共有し、効果的な支援を実施するために、プランを作成し、手交します。

	R6
作成件数	5

### (3) 令和6年度児童虐待相談の状況について

#### 1 児童虐待相談件数の推移

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
富津市	41	44	48	43	45	104
君津児童相談所	691	765	689	790	697	926
千葉県（県の6児童相談所における件数）	9,061	9,863	9,593	8,747	9,329	-

#### 2 令和6年度虐待受付状況（福祉行政報告49の2）

##### (1) 虐待の内容別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
富津市	34	5	47	18	104
君津児童相談所	310	20	387	209	926

##### (2) 主な虐待者

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
富津市	47	6	41	0	10	104
君津児童相談所	396	71	433	2	24	926

##### (3) 被虐待児の年齢

富津市	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
3歳未満	0	0	8	1	9
3歳～学齢前	8	0	18	7	33
小学生	16	5	18	10	49
中学生	10	0	3	0	13
高校生他	0	0	0	0	0
計	34	5	47	18	104

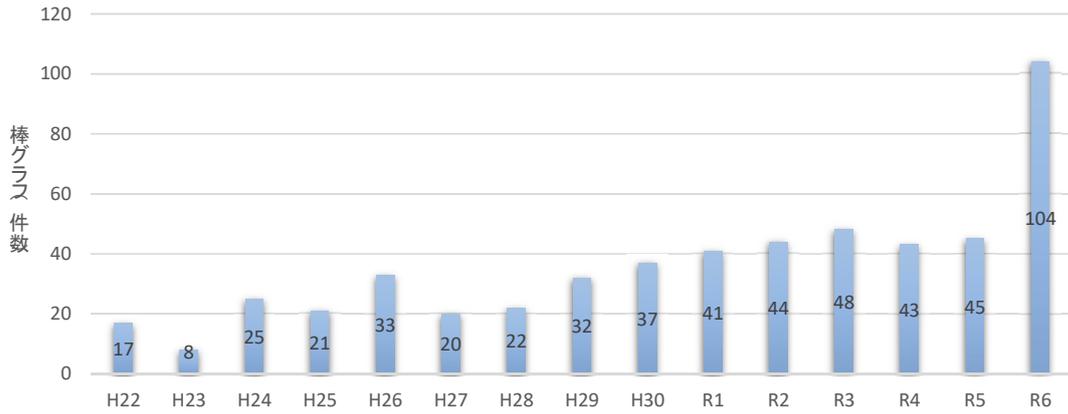
君津児童相談所	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
3歳未満	24	1	76	38	139
3歳～学齢前	65	5	127	58	255
小学生	131	8	110	54	303
中学生	65	4	37	31	137
高校生他	25	2	37	28	92
計	310	20	387	209	926

##### (4) 虐待の相談経路

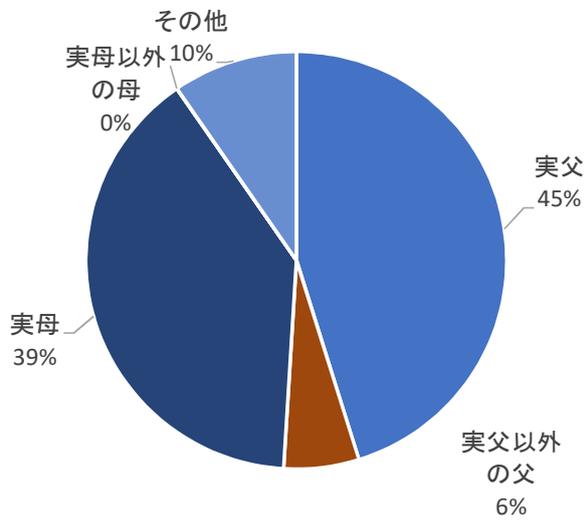
	児童相談所/ 都道府県	市関係 部署/ 市町村	保健所	医療 機関	警察	児童福 祉施設 等	学校 等	児童 委員	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	その他	計
富津市	51	5	0	0	0	8	11	3	18	0	6	2	104
君津児童 相談所	84	102	0	32	401	13	82	0	103	73	27	9	926

### (3) 令和6年度児童虐待相談の状況について

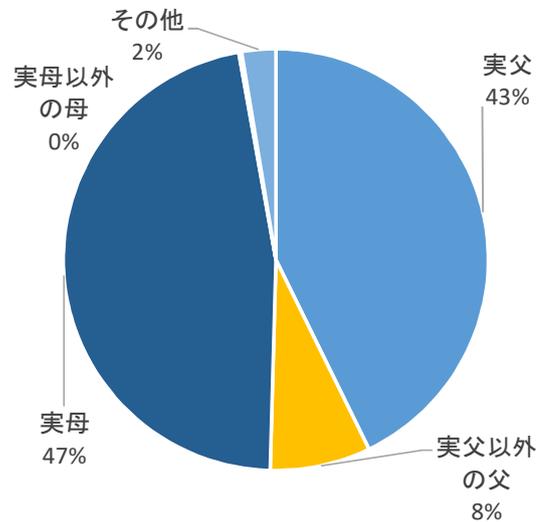
富津市 虐待相談受付件数(H22～R6推移)



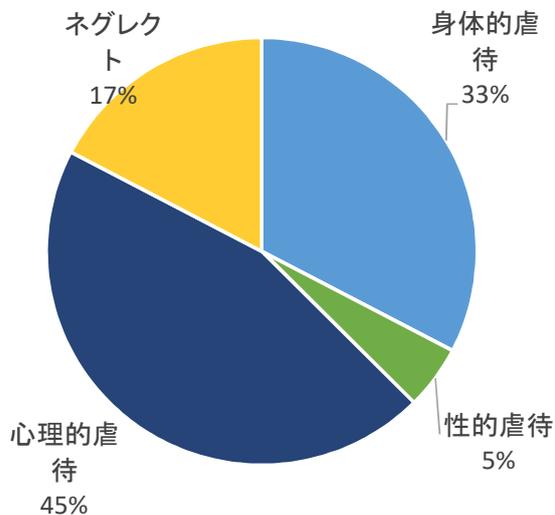
主な虐待者(R6富津市)



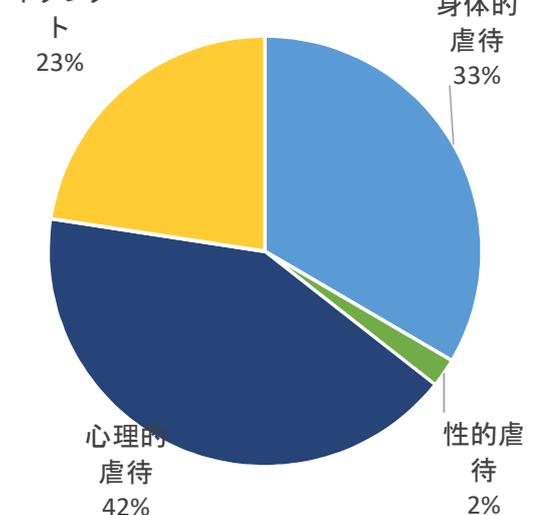
主な虐待者(R6君津児童相談所)



R6 富津市虐待種別 (%)



R6 君津児童相談所虐待種別 (%)



## (4) 令和6年度個別支援会議の報告について

## 令和6年度 個別支援会議 開催状況(市ケース)

番号	開催日	年齢	参加者
1	5月7日	12	小学校、教育センター、SSW、こども家庭課
2	5月10日	14	医療機関、児童家庭支援センター、基幹相談支援センター、小学校、教育センター、こども家庭課
3	5月10日	11	医療機関、児童家庭支援センター、基幹相談支援センター、小学校、教育センター、こども家庭課
4	5月10日	9	医療機関、児童家庭支援センター、基幹相談支援センター、小学校、教育センター、こども家庭課
5	5月23日	0	保育所、訪問看護事業所、健康づくり課、こども家庭課
6	7月8日	5	特別支援学校、基幹相談支援センター、障がい福祉課、こども家庭課
7	7月10日	14	保護者、小学校、基幹相談支援センター、教育センター、こども家庭課
8	7月10日	11	保護者、小学校、基幹相談支援センター、教育センター、こども家庭課
9	7月10日	9	保護者、小学校、基幹相談支援センター、教育センター、こども家庭課
10	7月12日	4	保育所、こども家庭課
11	7月12日	3	保育所、こども家庭課
12	7月12日	1	保育所、こども家庭課
13	7月18日	1	児童相談所、健康づくり課、こども家庭課
14	7月18日	3	保育所、基幹相談支援センター、こども家庭課
15	8月6日	9	児童相談所、小学校、児童家庭支援センター、こども家庭課
16	8月6日	9	児童相談所、小学校、児童家庭支援センター、こども家庭課
17	8月9日	8	児童相談所、児童家庭支援センター、こども家庭課
18	9月12日	12	小学校、教育センター、SSW、こども家庭課
19	10月3日	13	児童相談所、障がい福祉課、社会福祉課、健康づくり課、こども家庭課
20	10月3日	7	児童相談所、障がい福祉課、社会福祉課、健康づくり課、こども家庭課
21	10月3日	6	児童相談所、障がい福祉課、社会福祉課、健康づくり課、こども家庭課

## 令和6年度 個別支援会議 開催状況(市ケース)

22	10月18日	14	医療機関、児童家庭支援センター、基幹相談支援センター、小学校、教育センター、こども家庭課、指定相談支援事業所
23	10月18日	11	医療機関、児童家庭支援センター、基幹相談支援センター、小学校、教育センター、こども家庭課、指定相談支援事業所
24	10月18日	9	医療機関、児童家庭支援センター、基幹相談支援センター、小学校、教育センター、こども家庭課、指定相談支援事業所
25	11月20日	1	訪問看護事業所、基幹相談支援センター、障がい福祉課、健康づくり課、こども家庭課
26	12月4日	12	小学校、教育センター、こども家庭課、児童相談所
27	12月24日	1	訪問看護事業所、基幹相談支援センター、児童相談所、障がい福祉課、健康づくり課、こども家庭課
28	1月6日	3	児童発達支援センター、基幹相談支援センター、児童相談所、健康づくり課、こども家庭課
29	1月29日	6	保育所、基幹相談支援センター、児童相談所、健康づくり課、こども家庭課
30	1月29日	5	保育所、基幹相談支援センター、児童相談所、健康づくり課、こども家庭課
31	1月29日	3	保育所、基幹相談支援センター、児童相談所、健康づくり課、こども家庭課
32	2月6日	16	生活困窮者自立支援事業所、SSW、健康づくり課、こども家庭課
33	2月17日	2	医療機関、訪問看護事業所、基幹相談支援センター、児童相談所、障がい福祉課、健康づくり課、こども家庭課
34	2月21日	12	医療機関、基幹相談支援センター、児童家庭支援センター、教育センター、小学校、障がい福祉課、こども家庭課
35	3月5日	5	医療機関、児童発達支援センター、児童相談所、健康づくり課、こども家庭課
36	3月17日	12	中学校、小学校、児童相談所、SSW、教育センター、こども家庭課
37	3月18日	8	小学校、教育センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭課